

## **第3章**

# **第4期特定健康診査等実施計画**

# 1 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況等

## (1)特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

### ①法定報告結果（年度別）

	特定健診			特定保健指導									
				動機付け支援					積極的支援				
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)	対象者 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)
平成 29年度	11,268	4,812	42.7	346	79	22.8	71	20.5	111	15	13.5	14	12.6
平成 30年度	10,732	4,480	41.7	323	89	27.6	84	26.0	100	12	12.0	11	11.0
令和 元年度	10,248	4,651	45.4	349	64	18.3	62	17.8	111	8	7.2	7	6.3
令和 2年度	10,106	3,414	33.8	249	45	18.1	41	16.5	66	3	4.5	2	3.0
令和 3年度	9,620	4,117	42.8	372	43	11.6	41	11.0	121	14	11.6	13	10.7
令和 4年度	8,827	3,756	42.6	307	47	15.3	45	14.7	118	4	3.4	4	3.4

### ②令和4年度 法定報告結果（年代別）

	特定健診			特定保健指導									
				動機付け支援					積極的支援				
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)	対象者 (人)	利用者 (人)	利用率 (%)	終了者 (人)	終了率 (%)
40～ 44歳	409	102	24.9	11	1	9.1	1	9.1	10	1	10.0	1	10.0
45～ 49歳	630	161	25.6	9	0	0.0	0	0.0	28	1	3.6	1	3.6
50～ 54歳	717	207	28.9	21	0	0.0	0	0.0	24	1	4.2	1	4.2
55～ 59歳	675	194	28.7	12	1	8.3	1	8.3	21	1	4.8	1	4.8
60～ 64歳	1,052	379	36.0	13	1	7.7	2	15.4	35	0	0.0	0	0.0
65～ 69歳	1,858	907	48.8	88	17	19.3	17	19.3					
70～ 74歳	3,486	1,806	51.8	153	27	17.6	24	15.7					
合計	8,827	3,756	42.6	307	47	15.3	45	14.7	118	4	3.4	4	3.4

## 2 目標値の設定

### (1)目標値

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定健診	受診率	46.0%	49.0%	52.0%	55.0%	58.0%	60.0%
	対象者数 (推計)	7,750人	7,496人	7,439人	7,382人	7,325人	7,268人
	受診者数 (推計)	3,565人	3,673人	3,868人	4,060人	4,249人	4,361人
特定保健指導	終了率※	17.1%	22.7%	28.3%	33.8%	39.4%	45.0%
	対象者数 (推計)	457人	474人	497人	520人	542人	553人
	実施者数 (推計)	78人	108人	141人	176人	213人	249人

※ 当該年度の動機付け支援又は積極的支援の終了者数(人)／当該年度の動機付け支援又は積極的支援の対象者数(人)



### 3 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

#### (1)特定健康診査の実施方法

##### ①対象者

対象者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年12月28日厚生労働省令第157号。）第1条に基づき、実施年度4月1日現在、愛西市国保の加入者で、当該年度に40～75歳になる（受診日において75歳到達前）者のうち、妊産婦等除外規定の該当者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者とします。

なお、実施年度4月2日以降の加入者であっても当該年度健康診査の受診機会がなければ受診できるものとします。

##### ②実施方法、実施時期及び実施場所

本市の地域性、対象者の利便性等を考慮し、医療機関で受診する「個別健診」と市内公共施設等を会場として受診する「集団健診」の二方式で実施します。集団健診においては、がん検診と同日に行う、土日等休日に行う等、利便性を考慮します。実施時期については、前年度までの受診状況をみながら年度ごとに見直しを行います。

実施方法	実施時期	実施場所
個別健康診査	6～10月	海部地区・津島市内の指定医療機関
集団健康診査	市が指定する日時	愛西市内の公共施設等

### ③健康診査の項目

基本的な健診の項目

項目	内 容
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査（身体診察）
身長、体重及び腹囲の検査	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMIが20未満の者、もしくはBMIが22未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要ではないと認める時は省略可 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可
BMIの測定	BMI=体重（kg）÷身長（m）の2乗
血圧の測定	収縮期血圧 / 拡張期血圧
肝機能検査	AST(GOT) ALT(GPT) γ-GT(γ-GTP)
血中脂質検査※1	中性脂肪 HDLコレステロール LDLコレステロール
血糖検査	HbA1c
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無
痛風検査	尿酸
腎機能検査※2	血清クレアチニン eGFR 尿素窒素(BUN)
貧血検査※2	赤血球数 血色素量 ヘマトクリット値
心電図検査※2	12誘導心電図

※1 空腹時以外で中性脂肪を測定する場合、食後3.5時間以上経過していれば、随時中性脂肪による血中脂質検査として扱う。

※2 愛西市はすべての受診者に対し腎機能検査、貧血検査、心電図検査を実施します。次頁の表（医師の判断により追加する項目）に示す基準に該当する場合は、詳細健診として取り扱う。

詳細な健診の項目（医師の判断により追加する項目）

項目	基 準
血清クレアチニン検査 (eGFRによる腎機能の評価を含む)	当該年度の特定健診の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者  【血圧】収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上 【血糖】空腹時血糖値が100mg/dl以上、HbA1cが5.6%（NGSP値）以上又は随時血糖値が100mg/dl以上
貧血検査 (赤血球数、血色素量及びヘマトクリット値)	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
心電図検査 (12誘導心電図)	当該年度の特定健診の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上若しくは拡張期血圧が90mmHg以上の者又は問診等で不整脈が疑われる者
眼底検査	当該年度の特定健診の結果等において、血圧又は血糖が次の基準に該当した者（当該年度の特定健診の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ、血糖検査の結果の確認ができない場合は、前年度の特定健診の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。）  【血圧】収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上 【血糖】空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1cが6.5%（NGSP値）以上又は随時血糖値が126mg/dl以上  ※眼底検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であつて特定健診当日から1か月以内に眼底検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

#### ④自己負担金

自己負担金は、無料とします。

#### ⑤外部への委託

被保険者の利便性を考慮して、身近な健診場所での受診が可能となるように個別健康診査は、海部医師会・津島市医師会へ、集団健康診査は、健診機関等へ委託します。外部委託の選定にあたっては、実施基準に基づき、厚生労働大臣が告示で定める外部委託基準（平成20年1月17日厚生労働省告示第11号。）に即して行います。

## ⑥案内や周知の方法

### ア 案内方法

特定健診受診券・受診案内等を対象者に送付します。受診時には健康診査受診券の提出と保険証の提示が必要です。

また、受診内容について広報・ホームページ等に掲載し、対象者に広く周知を図ります。

特定健診受診券の様式

特定健康診査受診券 (国民健康保険加入者用)		A面
〇		
受診券有効期限: 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
受診券登録番号: <input type="text"/>		
保険者番号: <input type="text"/>		
被保険者証番号: <input type="text"/>		
生年月日: <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 カナ氏名: <input type="text"/> 電話番号: <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> <small>お左ツメで記入</small> 郵便番号: <input type="text"/> 住所: <input type="text"/>		
眼底検査候補者判定欄		支払代行機関番号: 92399021
医療機関用	受診日: 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 医療機関名称: (ゴム印でも構いません) 医療機関番号: <input type="text"/> 判定医師名: <input type="text"/> (カタカナ) 区分: <input checked="" type="checkbox"/> 特定健診 <input type="checkbox"/> 尿酸 <input type="checkbox"/> クレアチニン <input type="checkbox"/> 糖尿病素 <input type="checkbox"/> 貧血	
	<small>シール添付欄:</small> <small>=血液分析センターへのお願い=</small> <small>・特定健診項目ご選択ください</small> <small>検査機関番号をご記入ください</small> <small>直近の誕生日をご記入ください</small>	
検査機関番号: <input type="text"/> 血液処理番号: <input type="text"/>		
窓口負担	基本健診 <input type="checkbox"/> 負担なし	
	詳細健診 <input type="checkbox"/> 負担なし	
	追加健診 <input type="checkbox"/> 負担なし	

## イ 結果・情報提供

健診結果は、個別健康診査は受診した医療機関を通じて、集団健康診査は委託健診機関より通知します。結果には、「メタボリックシンドローム判定」を明示するとともに、治療の必要性がある場合には、受診を促す記載をします。

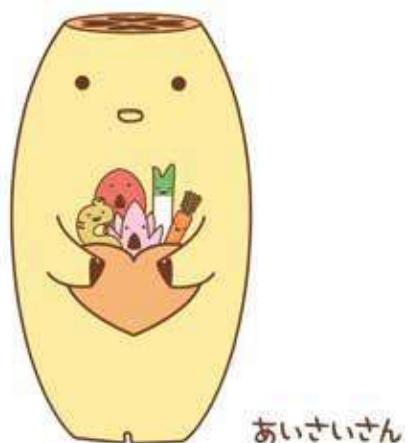
なお、全ての健診受診者に情報提供用のリーフレットを渡す等、健診結果の活用を促します。

## ⑦他健診（検診）との連携

愛知県後期高齢者医療健康診査事業実施要綱に基づき実施する後期高齢者医療健康診査や健康増進法に基づくがん検診等については、関係各課・関係機関との連携を図りながら、受診者の利便性を考慮した実施体制の整備に努めます。

## ⑧愛西市国保の特定健診受診券を利用されず、職場や自費で健康診査、人間ドック等を受診された場合

健診結果を提供していただくようご本人に促したり、提供を受けられる体制を整備します。



## (2)特定保健指導の実施方法

### ①対象者

特定保健指導の対象者は、年齢やリスク種別等による重点化はせず、階層化により抽出された対象者全員とします。内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、動機付け支援・積極的支援のレベル別に対象者を選定します。

ただし、糖尿病、高血圧及び脂質異常症等の生活習慣病を治療中の者や、健診結果において医療による治療が必要と判断される場合は対象となりません。

特定保健指導対象者（階層化）

腹囲・BMI	追加リスク*		対象者（支援レベル）	
	①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	40～64歳	65～74歳
男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上該当	－	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
腹囲は上記未満で BMI 25以上	3つ該当	－	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		なし		
	1つ該当	－		

\*追加リスク ①血糖 空腹時血糖100mg/dl以上又はHbA1c5.6 %以上  
②脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満  
③血圧 収縮期血圧130mmHg以上又は拡張期血圧85mmHg以上  
④喫煙歴の(－)欄は、判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する

## ②実施方法

支援レベル	支援期間	支援形態	支援内容
動機付け支援		<p>【初回支援】 グループ支援又は個別支援（初回面接）</p> <p>【3か月以降の評価】 電話・手紙・面接等による支援</p>	対象者本人が自分の生活習慣の改善点及び伸びるべき行動等に気付き、自ら目標を設定し、行動に移すことができるよう支援します。
積極的支援	初回面接から3か月以上	<p>【初回支援】 グループ支援又は個別支援（初回面接）</p> <p>【初回から3か月以上の支援】 電話・手紙・面接等による3か月以上の継続支援</p> <p>【3か月以降の評価】 電話・手紙・面接等による支援</p> <p><b>« 2年連続して積極的支援に該当した者について »</b> 1年目と比べ2年目の状態が改善している者への特定保健指導は、積極的支援を実施するか、動機付け支援相当の支援を実施するかは対象者に応じて判断します。</p> <p><b>【対象者の条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①前年度に積極的支援を終了している</li> <li>②当該年度の特定健診の結果が前年度の特定健診の結果に比べて以下に該当する</li> </ul> <p>BMI &lt; 30 : 腹囲1.0cm以上かつ 体重1.0kg以上減少している</p> <p>BMI ≥ 30 : 腹囲2.0cm以上かつ 体重2.0kg以上減少している</p>	継続的な支援を加えることで、対象者が目標達成に向けた実践に積極的に取り組めるよう支援します。

## ③実施時期

特定健診終了後、期日までに初回面接を終了するものとします。3か月以降の評価は翌年度9月までに終了するものとします。

#### **④実施場所**

特定保健指導実施機関や本市が指定する公共施設等で実施します。

#### **⑤自己負担金**

自己負担金は、無料とします。

#### **⑥外部への委託**

海部医師会・津島市医師会に委託するほか、利用の選択肢を増やすようアウトソーシングを行います。委託先の選定にあたっては、実施基準に基づき、外部委託基準に即して行います。

#### **⑦案内や周知の方法**

特定保健指導対象者に、特定保健指導利用案内を送付します。また、広報・ホームページ等に掲載して保健指導の必要性について周知を図るほか、必要に応じて再勧奨や訪問指導等により実施率の向上に努めます。

### **(3)代行機関**

実施機関から送信されたデータの点検、管理、分析及び特定健診等の費用決済については、愛知県国民健康保険団体連合会を代行機関とします。

## (4)年間スケジュール

区分	健診の周知・案内	特定健診の実施	特定保健指導の実施
4月			
5月	受診券・案内通知 一斉発送		
6月	途中加入者向け 受診券追加発行	特定健診の実施 個別 集団	
7月	受診勧奨 (通知・電話・訪問)		
8月			保健指導対象者の選定 特定保健指導の開始
9月			
10月		↓ ↓	
11月		※集団：実施時期変動あり	※特定保健指導の 利用案内は健診 結果が把握でき次 第通知
12月			
1月		※ホームページによる周知（年間） 広報による周知（年2～3回）	
2月			
3月	次年度新規対象者 (40歳) へ健診案内の送付		↓
次年度 4～9月			

## 第4章 その他

# 1 計画の評価、見直し

令和8年度に進捗確認のための中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。また、計画の最終年度の令和11年度においては、次期計画の策定を円滑に行うための準備も考慮に入れて評価を行う。

# 2 計画の公表、周知

本計画は、市の公式ホームページに掲載して公表・周知するものとする。また、関係団体を通じて、医療機関等に対し保健事業の目的等の周知を図る。

# 3 個人情報の保護

保健事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する各種法令・ガイドライン及び愛西市の関係条例規等に基づき、府内等での利用、外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取り扱いが確保されるよう措置を講じる。

# 4 地域包括ケアに係る取組

愛西市は、地域医師会と連携して健康づくりに関する事業等を進めている。具体的には、特定健康診査・後期高齢者健康診査やがん検診といった事業が該当し、医療機関や保健所等との連携・協力関係を築き、地域一体となり取り組む環境づくりに注力している。



# 【用語解説集】

## [あ行]

### ■アウトカム

「その結果どうなったか」といった結果のことです。保健指導を実施したことによってどのように変化したか等を分析します。保健指導実施前後のリスク要因の変化といった指標のほかに合併症の発生率の低下、医療費の変化等の長期的な指標を用いて保健活動の効果を確認します。

### ■アウトプット

「どれだけやった」といった直接的に発生した結果、事業実施量のことです。健診の受診率や保健指導率・保健指導継続率、健康教室等の参加率等を用いて、保健活動の見直し、改善を行います。

## [か行]

### ■後発医薬品（ジェネリック医薬品）

先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品のことです。先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。

### ■国保データベースシステム（KDB）

国民健康保険団体連合会が、各種統計情報及び各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護等）を保険者に提供するサービスのことです。

### ■国民健康保険団体連合会

国民健康保険法第83条の規定に基づき、会員である保険者（市町村・国保組合）が目的達成に必要な事業を共同して行うことを目的として設立された団体（公法人）のことです。

### ■国民健康保険被保険者

国民健康保険に加入している人のことです。

### ■国民健康保険法

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする法律のことです。

## [さ行]

### ■疾病分類（大分類）

下記のように分類されています。

1 感染症及び寄生虫症	11 消化器系の疾患
2 新生物〈腫瘍〉 (悪性新生物〈腫瘍〉)	12 皮膚及び皮下組織の疾患
3 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	13 筋骨格系及び結合組織の疾患
4 内分泌、栄養及び代謝疾患	14 腎尿路生殖器系の疾患
5 精神及び行動の障害	15 妊娠、分娩及び産じょく
6 神経系の疾患	16 周産期に発生した病態
7 眼及び付属器の疾患	17 先天奇形、変形及び染色体異常
8 耳及び乳様突起の疾患	18 症状、徵候及び異常臨床所見・ 異常検査所見で他に分類されないもの
9 循環器系の疾患	19 損傷、中毒及びその他の外因の影響
10 呼吸器系の疾患	

### ■受診勧奨対象者

健康診断結果に異常が認められ、医師による治療または検査・生活指導が必要と判断された人のことです。

### ■人工透析

人工の装置（人工腎臓）に患者の血液を通し、本来腎臓から排泄されるべき有毒物質を除去する治療法のことです。

### ■生活習慣病

食事や運動・喫煙・飲酒・ストレス等の生活習慣が深く関与し、発症の原因とする疾患の総称です。  
(高血圧、糖尿病、脂質異常症、脳血管疾患、心臓病、がん等。)

## [た行]

### ■特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣を改善することで生活習慣病の予防効果が大きく期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士等）が行う保健指導のことです。

### ■特定保健指導終了率

特定保健指導対象者数に対する特定保健指導終了者数の割合のことです。

## [な行]

### ■日本再興戦略

第二次安倍内閣が掲げる成長戦略で、平成25年6月に閣議決定したものです。製造業の国際競争力強化や高付加価値サービス産業の創出による産業基盤の強化、医療・エネルギー等戦略分野の市場創造、国際経済連携の推進や海外市場の獲得等を掲げています。

### ■ナッジ理論

日常の選択や意思決定に、ちょっとしたきっかけを与えることで特定の行動を促す理論のことです。行動を制限したり限定したりせず、無意識に望ましい行動をとれるよう後押しすること等に用いられます。

## [は行]

### ■PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法です。

### ■標準化死亡比

年齢構成の差異を基準の死亡率で調整した値（期待死亡数）に対する現実の死亡数の比のことです。全国の値は100となります。

標準化死亡比が基準値（100）より大きいということは、その地域の死亡状況は全国より悪いということを意味し、基準値より小さいということは、全国より良いということを意味します。

### ■平均寿命

0歳時の平均余命のことといいます。

### ■HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）

赤血球の中にある酸素を運ぶヘモグロビンに血液中の糖が結合したものです。過去1～3か月間の平均血糖値を反映するため、糖尿病管理の指標として用いられます。

## [ま行]

### ■メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上に該当した状態のことといいます。

## [ら行]

### ■レセプト

患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者に提出する診療明細書で、薬、処置、検査等が書いてあり、医療費を計算するために使います。

**第3期愛西市国民健康保険データヘルス計画  
第4期愛西市特定健康診査等実施計画**

令和6年3月

発 行 愛西市  
企画・編集 保険福祉部 保険年金課  
〒496-8555  
愛知県愛西市稻葉町米野308番地  
TEL : 0567-55-7119  
FAX : 0567-26-5515  
E-mail : nenkin@cityaisai.lg.jp